

# 千葉県におけるダイバーシティ就労地域ネットワーク事業（仮称）私案 ユニバーサル就労ネットワークちば

2021年12月3日 日本財団WDプロジェクト第1回連続公開講演会説明資料（池田）②

## （1）実施目的

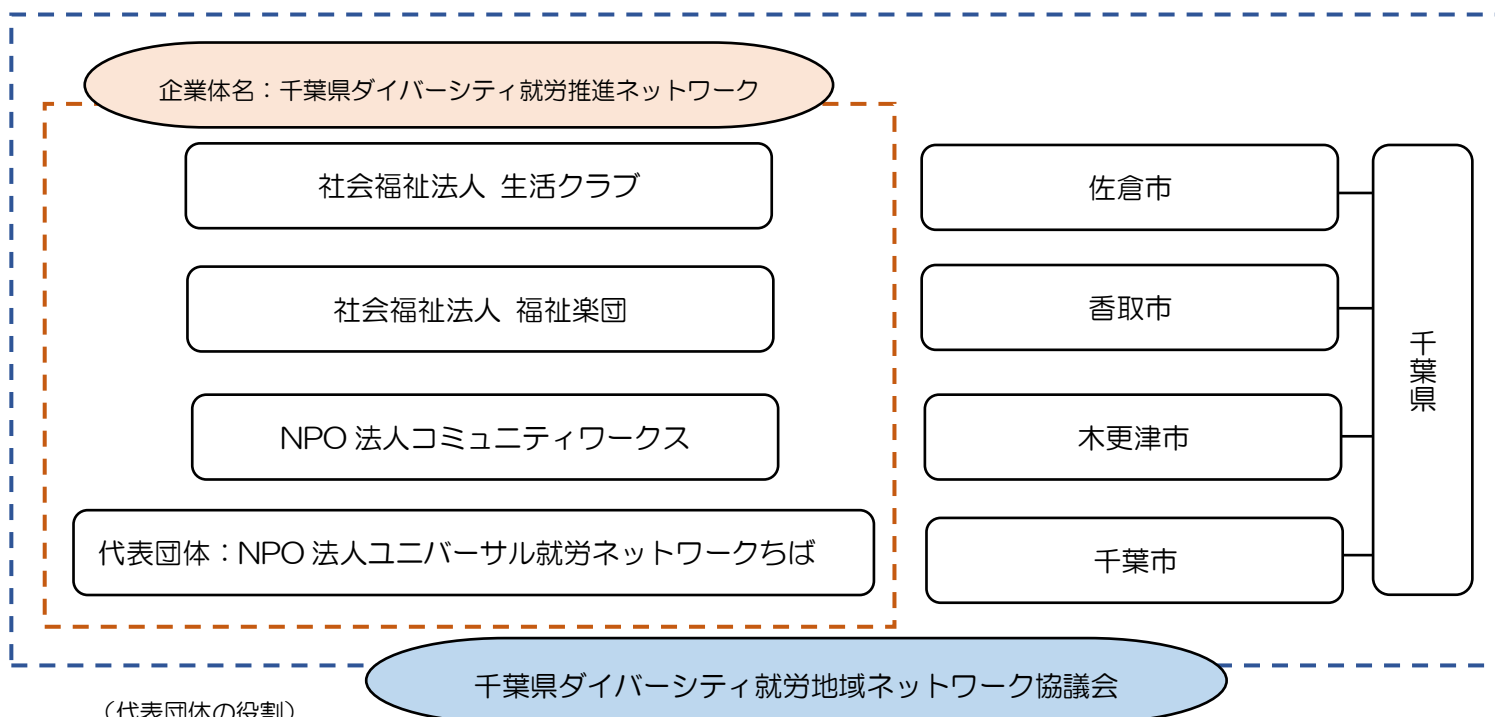
障がい者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく様々な支援制度がありますが、近年、障害者手帳を持たない就労困難者が増加しています。難病、ひきこもり、刑余者、さらにはLGBTなど多様な理由で働きづらさをかかえる方々が増えています。こうした方々を障害福祉サービス（就労継続A型・B型、就労移行支援事業所）での就労訓練等の受け入れを実施するとともに、協同組合、NPO、民間企業等での受け入れ（就労体験、様々な就労形態での受け入れ）も合わせておこない、就労の促進を行うとともに、生活の支援をおこなうことで、就労困難層に対する支援の拡充を図ります。また、こうした方々の障害福祉サービスの活用がどのような効果があるのかを確認します。

## （2）実施対象

- ・さまざまな要因により、ただちに就職活動に向けることのできない人で、かつ既存の就労支援では支援が行き詰まりがちな人
- ・障害福祉サービスの機能を活用することで支援に進捗が見られると思われる人
- ・障害者手帳を持っていない人
- ・年間50名（期中平均30名）程度を想定

## （3）企業体組織

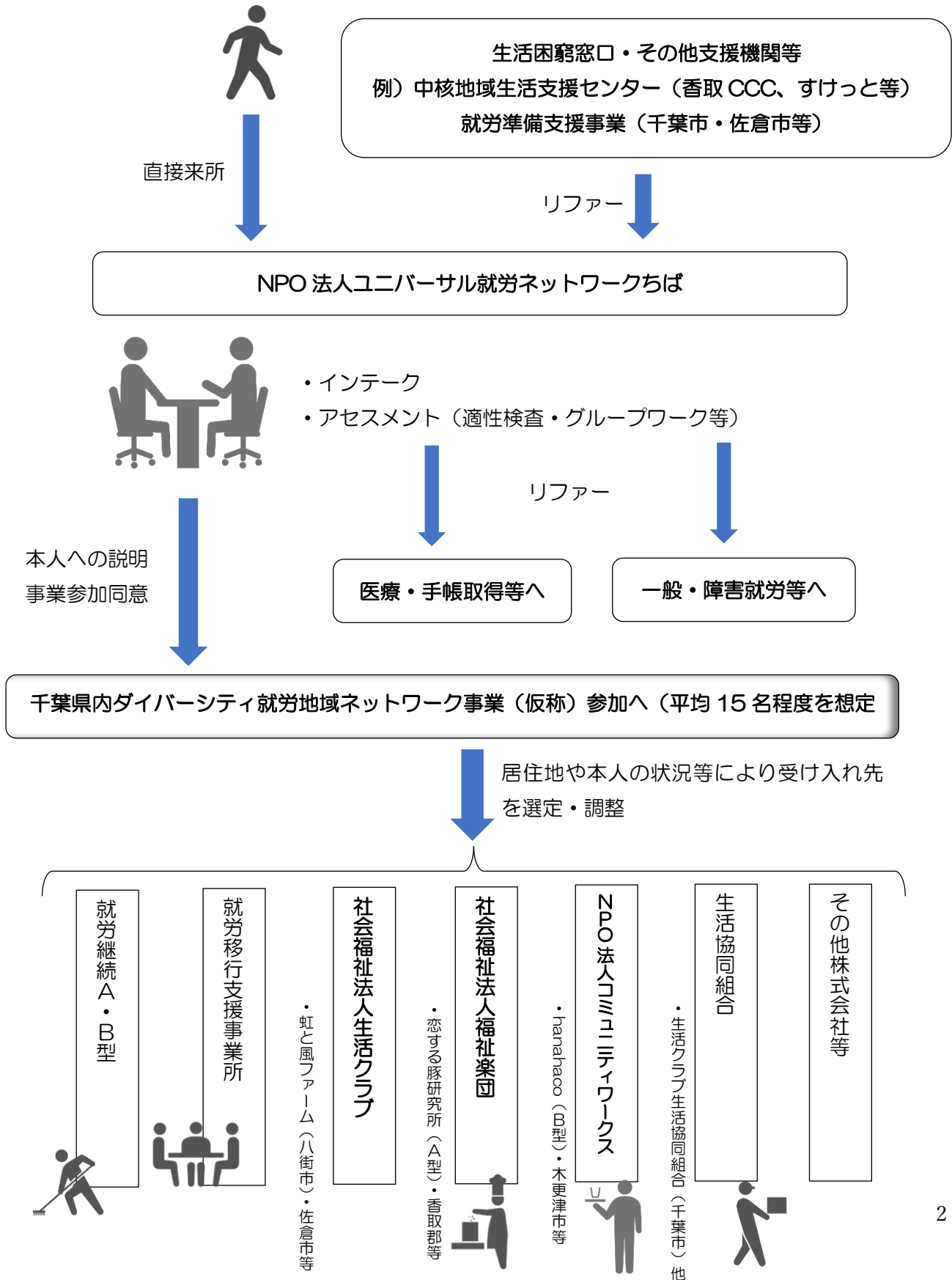
- ・以下の法人の共同企業体で実施する



（代表団体の役割）

- ・日本財団との連絡窓口・申請書・報告書等、日本財団提出書類の作成・企業体会議の調整実施・利用者情報の管理
- ・利用者の第1次窓口・受け入れ団体との調整・マッチング・継続支援

#### (4) 実施体制・支援フロー



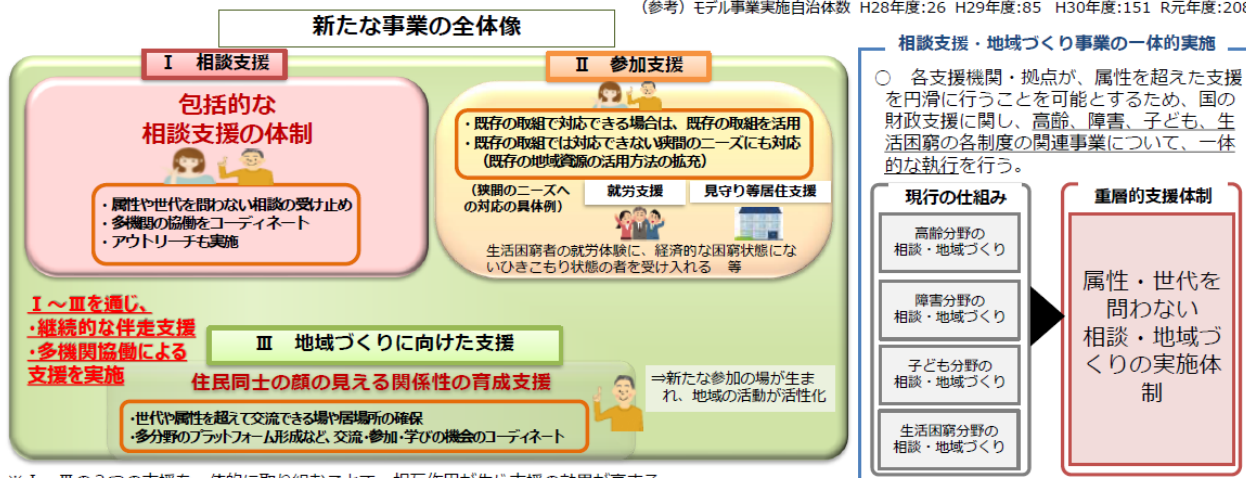
## 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

### 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

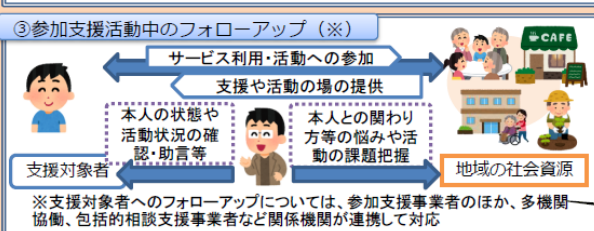
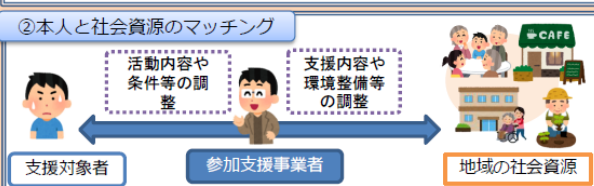
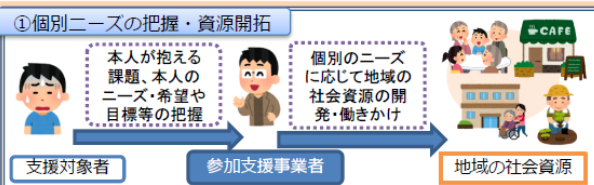
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

## 参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
  - ・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
  - ・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていないかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行う
 ことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



### 参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

### 地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

#### 【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

協力する受け入れ企業等に対し、支援に必要な実費相当分謝礼として支弁することも可能